

件名	愛媛県障害者自立支援対策臨時特例基金条例
主管課	障害福祉課
根拠法令等	
<p>【制定の概要】</p> <p>障害者自立支援法の円滑な運営及び着実な定着を図るために国が指定した事業等の事業を実施するための経費として、国から障害者自立支援対策臨時特例交付金が交付されることとなり、当該交付金を平成 18 年度から平成 20 年度までの間に実施される当該事業に要する経費に充てることとするため、基金を設置する。</p> <p>1 設置 障害者自立支援法に基づく制度の円滑な運用を図るために臨時又は緊急に必要な事業に要する経費の財源に充てるため、障害者自立支援対策臨時特例基金を設置する。</p> <p>2 積立て 一般会計歳入歳出予算で定める額</p> <p>3 管理 現金は、最も確実かつ有利な方法により保管</p> <p>4 運用益金の処理 収益は、予算に計上して、基金に編入</p> <p>5 処分 目的を達成するための事業に要する経費に充てるため、その全部又は一部を処分することができる。</p> <p>6 繰替運用 財政上必要があると認めるときは、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。</p>	
施行日	公布の日
<p>【その他参考事項】</p> <p>1 基金による補助対象事業 事業者に対する激変緩和措置（2 事業 通所サービス利用促進事業等） 新法への移行等のための緊急的な経過措置（10 事業 障害児を育てる地域の支援体制整備事業等） その他障害者自立支援法の円滑な実施のために緊急に必要とされる事業</p> <p>2 基金繰入額見込み 平成 18 年度 1,260,000 千円</p> <p>3 基金の残額の処分 基金は平成 21 年 3 月 31 日限りで廃止し、残高があるときは国庫に納付する。</p>	